二三八　健康保険組合の解散を認可した件　一〇　六
二三九　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　一〇　六
二四〇　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一一　三
二四一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一一　四
二四二　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　一一　四
二四三　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　一一　四
二四四　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一四　三
二四五　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　一四　三
二四六　国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　二四　三
二四七　薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関を公示する件　二四　三
二四八　薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件　二四　四
二四九　薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二五　九
二五〇　雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件　二五　九
二五一　雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件　二五　九
二五二　雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件　二五　九
二五三　雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件　二五　九
二五四　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二五　一一
二五五　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件　二五　一八
二五六　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数の一部を改正する件　二五　二九
二五七　食品衛生法施行令に基づき講習会を登録した件　二八　四
二五八　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　三〇　六
二五九　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　三〇　二九
二六〇　医療施設調査規則の規定に基づく動態調査の調査票の様式を定める件の一部を改正する件　三〇　二九
二六一　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　三〇　三一
八三六　肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件　一　四
八三七―八四四　保安林の指定をする件　一　五
八四五―八四九　農薬を登録した件　二　七
八五〇―八五一　保安林の指定をする件　二　八
八五二―八六二　保安林の指定を解除する件　二　八
八六三　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものを定める件の一部を改正する件　四　五
八六四　オーストラリア産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　四　五
八六五―八七四　保安林の指定施業要件を変更する件　四　六
八七五　肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件　四　六
八七六　保安林の指定を解除する件　七　七
八七七―八八〇　保安林の指定施業要件を変更する件　七　八
八八一　肥料の登録の有効期間を更新した件　八　八
八八二　肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件　八　八
八八四　肥料の登録を失効した件　八　八
八八五―八九二　保安林の指定施業要件を変更する件　九　六
八九三―九〇〇　保安林の指定をする件　一〇　六
九〇一―九〇五　保安林の指定施業要件を変更する件　一一　四
九〇六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件　一四　三
九〇七―九一四　保安林の指定をする件　一四　四
九一五　種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件　一四　124　四
九一六　出願公表後に名称変更がなされた件　一四　124　四
九一七　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかった登録認定機関を公示する件　一五　四
九一八―九二二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　一五　四
九二三　地鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件　一六　六
九二四　地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件　一六　六
九二五　ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　一六　六
九二六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　一七　六

○農林水産省